

えせ同和行為に注意しましょう!!

えせ同和行為は犯罪的行為です!

◇えせ同和行為とは

「同和問題（部落問題）は恐い問題である」という人々の誤った意識に乘じ、例えば、同和問題に対する理解が足りないなどという理由を口実として、会社や個人、行政機関等に不当な要求や不法行為などを行い、利益や利権を得ようとする犯罪的な行為です。

具体的には、会社などに執ように電話をかけてきて寄付金を求めたり、勝手に高額な図書や教材などを送りつけ、購入を強要するなどがあります。

◇同和問題（部落問題）とは

日本には、特定の地域の出身であることなどを理由に、結婚や就職において不利な扱いをされたり、差別的言動を受けるといふ人権問題があります。このような地域は「同和地区」、「被差別部落」などと呼ばれ、この日本固有の人権問題は「同和問題（部落問題）」と呼ばれています。

「同和問題（部落問題）」を解決しようとして、国は、部落差別の解消の推進に関する法律などを定め、さまざまな

取組を行っています。それにより、人々の差別意識は、解消に向けて進んでいます。最近でも、インターネット上での差別事件が発生するなど、同和問題（部落問題）への無理解、偏見はなくなっています。

このような同和問題（部落問題）への無理解、偏見が「えせ同和行為」を助長させる原因になっています。



ポイント!

えせ同和行為は、国や地方の行政機関の差別解消の取組に対する大きな障害になり、同和問題（部落問題）の解決を阻む原因の一つとなっている、許してはならない行為です。

えせ同和行為は怖い?とんでもない!
えせ同和行為への対処

えせ同和行為対処のキーワード

その1 不当・不法は断固拒否!

要求で最も多いのが、機関紙や図書等物品購入の強要です。次に、寄付金・賛助金の強要となっています。正当な理由や義務のない要求は、すべて不当、不法な要求ですので、断固として拒否をしてください。できれば話の内容を録音、記録するなどし、証拠として残すことが大切です。

その2 初期対応が大切です

最初から一貫して、毅然とした態度で対応してください。返事があいまいだと「事件」を拡大させるおそれがあります。最初に相手に隙をみせたり、脈ありと思わせてはいけません。

その3 安易な妥協はしないこと

えせ同和行為者は、気弱な対応には強く、強い対応には弱いものです。激しい言葉をぶつけてきても実際に行動に出ることはありません。その場しのぎの安易な妥協は、さらにつけ込まれ、火に油をそそぐ結果になります。もし、暴力的言動があった場合には、直ちに警察への要請、通報などをしてください。

その4 組織全体で対応を!

たとえば支店等で不当な要求を受けた場合は、個人または支店限りで要求に応じないようにしましょう。一度応じてしまうと、対応の不備等を口実にして本店に対し、より大きな要求をしていくことがあります。

支店等で要求を受けた際は、本店に報告したり、指示を求めるなどして、組織全体として対応してください。ただし、決してトップが対応してはいけません。その場での決断を求められるからです。

その5 同和問題（部落問題）への取組を非難されたら、すぐに法務局へ!!

同和問題（部落問題）への取り組みや研修のあり方を口実に不当と思われる要求を受けたときは、「法務局に相談する、それが人権侵害になるかどうか、また、今後どうすべきかについて、判断を委ねたい」と回答してください。

そして、速やかに法務局の人権相談窓口と連絡し、今後の処置について相談してください。

その6 困ったときには、すぐ相談

困ったときには、まず、「法務局・地方法務局」に相談しましょう。その上で、相手にも「今、法務局に相談している」と告げてください。法

務局・地方法務局では、必要に応じて、警察や弁護士会と連絡をとる体制を敷いているので、同和問題（部落問題）を口実にする不当な要求を受けたときは、まずは、法務局に相談してください。

えせ同和行為かな？と

思った時の相談先

えせ同和行為に関して具体的な要求を受けて対応に困ったときには、専門機関に相談してください。

相談窓口としては、法務局、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士会などがあります。

◆法務局

全国にある法務局の人権擁護部、地方法務局の人権擁護課またはそれらの支局で、えせ同和行為に関する相談を受けています。

・福岡法務局

(福岡市中央区舞鶴3-5-25)

Tel 092-721-4570 (代表)

・福岡法務局久留米支局

(久留米市城南町2-1-5)

Tel 0942-39-2121

◆警察

警視庁・各道府県警察本部の企業対象暴力対策本部など、最寄の警察署に相談してください。えせ同和行為の排除に積極的に取り組んでいます。

各都道府県に設置されている「暴力追放運動推進センター」でも、えせ同和行為の相談に応じています。

・(公財) 福岡暴力追放運動推進センター
Tel 092-651-8938

◆弁護士会

全国の弁護士会に民事介入暴力被害者救済センターを置き、えせ同和行為に関する相談を受け付けています。

・日本弁護士連合会
Tel 03-3580-9841 (代表)

HP : <http://www.nichibenren.or.jp>



●問合せ

うきは市役所 人権・同和対策室
Tel 75-4984

平成 29 年度 日本赤十字社うきは市地区事業報告

日本赤十字社は、災害救護や社会福祉施設・医療機関の運営など、国内外でさまざまな人道的活動を実施しています。これらの活動にかかる資金は、赤十字の理念に賛同する皆さまから寄せられる活動資金によってまかなわれています。

うきは市では、日本赤十字社から交付される交付金で、献血推進事業等を実施しています。

【収入】

単位：円

うきは市地区活動資金	4,043,650	一般活動資金 3,955,650 (行政区等、口座振替) 法人活動資金 88,000
福岡県支部より交付金	808,730	活動資金額の20% (事務費・事業費交付金)
繰越金	372,891	災害時積立金
雑収入	8	預金利息
合計	5,225,279	

【支出】

うきは市地区活動資金	4,043,650	日赤福岡県支部へ送金	
事務費	12,244	会議等旅費、領収印等	
事業費	災害救護費	0	
	血液事業費	600,000	血液推進事業委託料
	奉仕団補助	50,000	日赤看護奉仕団あいの会
	青少年赤十字活動助成	80,000	青少年奉仕団 (小学校)
繰越金	439,385	災害等資金積立	
合計	5,225,279		

平成 30 年度 日本赤十字社活動資金募集の経過報告

皆さまの温かい御支援・御協力により日本赤十字社うきは市地区活動資金(平成30年11月末現在)総額は **3,877,950円** です。

●問合せ 福祉事務所 福祉係 Tel 75-4961